

金融負債の分類及び測定 検討状況の整理の方向性

1. 検討状況の整理を公表する目的

- 現行基準の主要な差異の確認
- IASBにおける2011年6月末に向けた基準設定動向の確認
- 上記を踏まえた我が国の金融商品会計基準改正の方向性
- IASB及びFASBに対するインプット

2. 検討状況の整理で示す方向性

平成22年8月に公表した「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」に準じ、IFRS第9号とのコンバージェンスを図る観点から、会計基準（案）、検討の背景、適用指針（案）を示すことが考えられる。

3. 検討範囲

金融負債の分類及び測定に関して、主に以下の論点について検討を行っていくことが考えられる。

- 金融負債の分類及び測定に関する考え方（負債と資本の区分に関する論点を除く）
- 公正価値オプションの適用と自己の信用リスクの取扱い
- 複合金融商品の取扱い
- 表示
- 開示

上記を検討する上で、関連する主な我が国の会計基準等は、以下の通り。

- 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第10号）
- 「その他の複合金融商品（払込資本を増加させる可能性のある部分を含まない複合金融商品）に関する会計処理」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第12号）
- 「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号）
- 「金融商品会計に関するQ&A」（日本公認会計士協会 会計制度委員会）
- 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第19号）

検討すべき論点（案）

（金融負債の分類及び測定に関する基本的考え方）

- 論点1 金融負債の分類及び測定に関する IAS 第 39 号の基本的考え方を妥当と考えるか。
- トレーディング目的のもの、公正価値オプションの適用対象とするものについて、公正価値で測定するとともに、評価差額を純利益に計上するものとする。
 - 金融保証契約¹及び市場金利より低廉な金利で貸し出すコミットメントは、IAS 第 37 号に従って算定された金額と当初認識額から累積償却額を控除した額のいずれか低い方で測定する。
 - 上記以外の金融負債は、実効金利法を用いて計算された償却原価で測定する。

（金融負債のトレーディング目的区分）

- 論点2 金融負債が以下いずれかに該当する場合、トレーディング目的区分とするという IAS 第 39 号の定めを妥当と考えるか。
- 主として短期間に売却または買戻しを行う目的で発生している。
 - 当初認識時においてまとめて管理され、かつ、最近における実際の短期的な利益獲得のパターンの証拠がある識別されたポートフォリオの一部である。
 - デリバティブである（金融保証契約に該当するものまたは指定された有効なヘッジ手段であるものを除く）。

（公正価値オプションの適用）

- 論点3 公正価値オプションの要件について、IAS 第 39 号の定めを妥当と考えるか。
- 企業は、以下のいずれかに該当する場合、公正価値オプションを適用できる。
 - 会計上のミスマッチを、解消または大幅に低減する場合
 - 金融負債のグループが文書化されたリスク管理戦略または投資戦略に従って、公正価値ベースで管理され業績評価されており、当該グループに関する情報が当該企業の取締役及び最高経営責任者のような企業の経営幹部に対して社内的に当該規準で提供されている場合
 - 複合金融商品に組込デリバティブが存在する場合²

（自己の信用リスクの取扱い）

- 論点4 金融負債を公正価値で測定する場合、自己の信用リスク部分について、どのような取扱いとすべきか。
- IASB は、自己の信用リスク部分について、2010 年 9、10 月会議において、以下の

¹ 金融保証契約については、当該定義を削除するとともに、保険契約として取り扱われるべきという提案が公開草案「保険契約」（2010 年 7 月）において示されている。

² 論点 5 を参照。

方向性を示している。

- 純利益にミスマッチを生じさせる場合を除き、自己の信用リスクに起因する評価損益をその他の包括利益（OCI）に計上する（1ステップ・アプローチを採用）。
- 純利益にミスマッチを生じさせる場合、自己の信用リスクを含め、対象となる金融負債の公正価値変動額の全てを純利益に計上する。
- 金融負債について、満期前に認識の中止がされた場合、OCIへの計上額を純利益に組替表示（リサイクリング）をすることはせず、資本の部におけるOCIの移動については取扱いを明示しない。
- 自己の信用リスクに関する公正価値の変動額を算定する方法については、IFRS第7号で示されている方法³を原則とする。

（複合金融商品の取扱い）

論点5 複合金融商品の取扱いについて、IAS第39号の定めを妥当と考えるか。

- 組込デリバティブについて、区分処理を行う要件
- 組込デリバティブが存在する複合金融商品について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債として指定する要件

（表示及び開示）

論点6 公正価値オプションに関する開示について、IFRS第7号の定めを妥当と考えるか。

- 公正価値オプションを適用した場合、次の事項を開示しなければならない⁴。
 - 当期中及び累積の金融負債の信用リスクの変動に起因する当該金融負債の公正価値の変動額
 - 金融負債の帳簿価額と満期時に当該債務の保有者に支払うことを契約上要求されるであろう金額との差額

論点7 債務不履行及び契約違反の開示について、IFRS第7号の定めを妥当と考えるか。

- 借入金について、以下を含む開示
 - 元本、利息、減債基金または償還条件に関する当期中の契約違反の詳細
 - 報告期間の末日現在で債務不履行となっている借入金の帳簿価額
 - 財務諸表の公表が承認される以前に債務不履行が解消されたかまたは当該借入金の条件が再交渉されたかどうか

以 上

³ 公正価値の変動額全体からベンチマークとなる金利の変動に関する部分を控除して算定。

⁴ 包括利益計算書における自己の信用リスクの取扱いに応じて、部分的に、削除または変更されることが予想される。